

## ○ 寝具類洗濯業務に関する医療関連サービスマーク制度実施要綱

### 1 寝具類洗濯業務の定義

医療機関において患者が療養上必要な敷布団、掛布団、毛布、包布、タップシーツ、ドノウシーツ、枕、枕覆及び病衣等の寝具類（以下「寝具類」という。）の消毒、洗濯及び修理を行うこと。

### 2 事業者の資格要件

提供する寝具類洗濯業務（以下「本サービス」という。）について認定を受ける事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 経営状態が正常かつ良好であること。
- ② 継続的な本サービスの提供が可能であること。
- ③ クリーニング業法その他関係諸法令を遵守するものであること。
- ④ 認定の取消しを受けた事業者にあつては、取消し後2か年以上を経過していること。
- ⑤ 事業者が本サービス以外の事業を営む場合には、本サービスの社会的信用を損なうものでないこと。

### 3 本サービスの基準

「寝具類洗濯業務に関する基準（認定基準）」（以下「認定基準」という。）において別に定める。

### 4 申請手続

(1) 医療関連サービスマークの認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、施設ごとに「医療関連サービスマーク認定申請書」に次に定める書類を添付して理事長に提出しなければならない。

この場合、複数の施設について同時に認定申請する場合にあつては、③から⑥、⑫から⑭の書類については、いずれか一の施設に添付し、他の施設の認定申請書については「洗濯施設一覧表（様式5）」を添付することにより、共通する書類の提出を省略することができる。

なお、認定の更新（認定の有効期間に引き続いて認定を受ける場合をい

う。以下同じ。)の申請において、⑤から⑦、⑨、⑩、及び⑭の書類については、前回の申請時又は変更届の提出時と内容に変更のないときは、「認定申請書類の省略について(様式6)」の提出をもって当該書類の提出に代えることができる。

- ① 事業概要書(様式1)
- ② 組織概要書(様式2)
- ③ 直近3か年分(最初の更新の申請にあつては2か年分)の決算書類(収支計算書、貸借対照表等経営状態を表す書類。事業者が個人の場合は、税務申告書類等の写)
- ④ 代表者の確認書(様式3)
- ⑤ 代表者の履歴書
- ⑥ 登記簿謄本(事業者が個人の場合は、住民票(写))
- ⑦ 認定を申請する施設の付近図
- ⑧ 認定を申請する施設の平面図(施設の構造及び機器・設備等の配置が判るもの)
- ⑨ クリーニング所開設確認証(写)
- ⑩ 申請する施設の管理責任者の履歴書(様式4)及び管理責任者のクリーニング師免許証(写)
- ⑪ 標準作業書
- ⑫ 業務案内書
- ⑬ 衛生管理要領
- ⑭ 代行保証に係る契約書等(写)
- ⑮ 洗濯施設一覧表(様式5、申請する施設が複数にわたる場合。)
- ⑯ 認定申請書類の省略について(様式6、⑤から⑦、⑨、⑩、及び⑭の書類で省略するものがある場合。)
- ⑰ 医療関連サービスマークの使用状況(様式11)(認定の更新申請の場合のみ)
- ⑱ 賠償資力の確保に関する資料

なお、本制度実施要綱「9 有効期間」(4)の規定により残存有効期間について認定を受けようとする者は、上記①から⑱の書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

- ・取得した認定施設の名称及び当該施設の認定番号を明記した書類。

- ・ 認定施設を取得したことを証明する書類（譲渡契約書（写）。ただし、上記⑥の登記簿謄本にその記載がある場合は添付を要しない。）
- (2) 申請事業者は、申請書類の提出と同時に、別に定める申請手数料を納入しなければならない。なお、一旦納入した申請手数料は返還しない。

## 5 認定

- (1) 認定は、施設ごとに行う。
- (2) 認定日は、6月1日、10月1日、2月1日及び理事長が必要と認めた日とする。
- (3) 審査に必要な調査として、書類調査、実地調査及び必要に応じその他の調査を行う。
- (4) 医療関連サービスマークの認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、別に定める認定料を納入し、認定証の交付を受ける。なお、一旦納入した認定料は返還しない。
- (5) 認定を受けることができなかった事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。
- (6) 認定のための調査及び審査につき、必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

## 6 検証

- (1) 認定事業者が次のいずれかに該当した場合は、本サービスが認定基準に適合した内容のものであるかを確認するため、検証を行う。
- ① 認定基準違反が認められ、又はその疑いがある場合
  - ② 認定施設の施設構造の変更等があり、検証が必要と認められる場合
  - ③ 認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始した場合
  - ④ 専門部会が検証を必要と認めた場合
- (2) 検証を受けた事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。

## 7 申請事務の受付の委託

申請事務の受付は、必要に応じ、一般社団法人日本病院寝具協会に委託する。

## 8 変更等の届出

認定事業者は、次の事実が発生したときは、30日以内にその旨を理事長に届け出なければならない。

- ① 認定時、本サービスの提供を行っていなかった施設が、その提供を開始したとき
- ② 認定施設の構造、設備の大幅変更等をしたとき
- ③ 事業者若しくは認定施設の名称又は住所を変更したとき
- ④ 代表者、管理責任者が異動したとき
- ⑤ 認定施設を廃止したとき

## 9 有効期間

- (1) 認定の有効期間は、認定日から2年間（更新の場合は3年間）とする。
- (2) 認定の更新申請において、期間満了の3か月前までに更新の手続が行われたにもかかわらず、期間満了の日までに認定の可否についての通知がなされなかった場合には、その通知がなされるまでの間は有効期間とみなす。
- (3) 認定施設が他の事業者に譲渡された場合、認定有効期間は譲渡の日をもって消滅する。
- (4) 認定施設の譲渡を受けた事業者は、(3)の規定にかかわらず、当該施設に係る医療関連サービスマークの残存有効期間について認定を受けることを申請できる。この場合の認定の有効期間は、認定日から譲渡前の認定施設が有していた認定有効期限までとする。

## 10 医療関連サービスマークの形状及びその使用等

- (1) 本サービスにかかる医療関連サービスマークの形状は、次のとおりとする。

医療関連サービスマーク



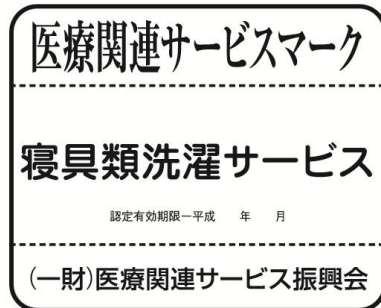
認定有効期限—平成 年 月

寝具類洗濯サービス

(一財)医療関連サービス振興会



洗濯施設名：



- (注) 1. 色彩は、マーク本体部分を赤色（日本工業規格 7.5 R 5 / 1 4 に相当する色）、サービス名の色抜きの箇所の地の部分を緑色（日本工業規格 7.5 G Y 8 / 8 に相当する色）その他の部分を黒色とする。
2. やむを得ない理由により単色とするときは、黒色とする。

(2) 医療関連サービスマークは、上記 (1) のとおりの形状で表示しなければならない。

ただし、やむを得ない事情のため、これにより難しい場合にあっては、理事長の承認を得て、形状の一部を除いて表示することができる。

(3) 医療関連サービスマークは、次のような使用をしてはならない。

- ① 認定を受けてない医療関連サービスについて、認定を受けていると誤認される恐れのある使用
- ② 事業者の社章や商標と誤解されるような使用
- ③ サービスの提供に、振興会が連帯責任を有していると誤解を与える恐れのある使用

(4) 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、医療関連サービスマークの認定を表示するものすべてを廃棄又は削除しなければならない。

- ① 認定の有効期間が満了したとき
- ② 認定の取消しを受けたとき
- ③ 認定を返上したとき

## 11 損害賠償の実施の確保

認定事業者は、本サービスに起因して、その利用者等に損害を与えた場合の賠償の確実な実施を図るため、別に定めるところにより、損害保険に加入しなければならない。

なお、認定時、本サービスの提供を行っていなかった施設が、その提供を開始する場合は、その時までには損害保険に加入しなければならない。

### 制 定 平成4年1月10日

#### 付 則 経過措置

1. 事業者の資格要件について、当面2-②の規定にかかわらず、事業実績が1カ年に満たない場合においても他の要件を充たす場合には、理事長の判断により資格要件を充たしているものとみなす。
2. 前項の場合、当該事業者を認定する際の認定料については、理事長は別にこれを定める。

#### 付 則（平成5年1月22日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成5年1月22日から施行する。

#### 付 則（平成6年1月28日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成6年1月28日から施行する。

#### 付 則（平成9年2月1日一部改正）

##### 1. 施行期日

この制度実施要綱の一部改正は、平成9年2月1日から施行する。

ただし、制度実施要綱の4. 申請手続、9. 有効期間、及び11. 損害賠償の実施の確保については、平成9年6月1日の認定から適用する。

##### 2. 経過措置

平成7年10月1日から平成9年5月31日までの間に認定の更新を受けた

認定事業者については、当該有効期間満了時に、理事長が別に定めるところにより、有効期間を1年間延長することができる。

付 則（平成10年9月28日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成11年2月1日の認定から適用する。

付 則（平成11年5月28日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成11年6月1日の認定から適用する。

付 則（平成12年9月27日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成13年2月1日の認定から適用する。

付 則（平成13年9月29日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成13年9月29日から施行する。

付 則（平成14年2月1日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成14年6月1日の認定から適用する。

付 則（平成18年5月29日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成18年6月1日から施行する。

ただし、4. 申請手続については、平成19年2月1日の認定から適用する。

付 則（平成20年2月1日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成20年2月1日から施行する。